

印度社會の研究

(特にカースト制度について)

稻岡順雄

序論

第二次大戦の終結と同時に完全なる平和の到来を念願した人々は一九五〇年、突如アジヤの一角からの砲聲に再び過去數ヶ年に亘る悲惨な戦争の慘禍を想起し慄然とした。時恰もこの東西二陣營の争烈の仲裁者として、華々しく國際政局の舞臺に登場したのが、新生獨立國家として誕生した印度の指導者達であつた。「印度の地形が心臟に似てゐるごとくその重要さも心臟に似てゐる。全身の安危が心臟にかゝつてゐる如く、世界の將來は印度にかゝつてゐる。」と云はれるごとく、世界の平和人の大半はかくの如き過大の評價と期待を印度とその指導者においてゐる。特に現代印度の指導者の中に働いてゐる、太古以來の「和」の精神の徹底した哲理を生んだ故郷としての印度を、我々東洋人にとつては、又我々自身のみが繼承してゐるこの偉大なる遺産を深く省みる必要がある。またそれが世界に對する我々の義務である。

現在我が國で印度の哲學宗教に關する研究や著述は決して乏しくなく、又學術上極めて優れた業績が存する。特に佛教に關連した夫々の立場からの印度研究は少しとしない。併し多くは佛教發生當時の或はせいぜいそれ以後數百年間の歴史的研究に終始し、佛教衰頹後の印度殊に現代の印度の社會狀勢とその思想に關する研究は極めて少い。

この小論においては現代印度思想を培ふ地盤としての社會に關してその考察をすゝめるであらう。印度は云ふまでもなく、地理的、民族的に、又宗教的、社會的に極めて複雑性に富んでゐる。かゝる複雑性は良き意味においてより、寧ろ悪しき意味において、現代印度に有形無形の不幸を齎してゐる。印度の國家組織は、その外的勢力による不安壓迫は兎も角、その内部的脆弱性殊にその不統一と無統制同一民族内での争刻等の原因については、風土的、宗教的、社會的、或は長期に亘る英國政府の擄取等其他種々數へられるがその人口と面積とが近代國家としての統一的活動をなさしむべき適正限度を超へて餘りに尨大且複雑である事も有力なる原因の一をなしてゐる。丁度同一條件下に長年月呻吟した中國と同様、印度に於ても約三億五千萬人と云ふ莫大な人口數はその住民の種族的、言語的、宗教的の種々雑多性と相俟つて異質化され、益々複雑化されてゐる。殊に過去數千年にわたる異民族の侵入による民族的雜多性はその風土の脅威の威力と共に彼等の民族性をして何れの他民族よりも、宗教的に、強力且多様にしてゐる。實に印度は宗教に維持される反面、宗教によつて、却つてその勢力を減退せしめられた事實を常に證明してゐる。現在印度に行はれてゐる宗教は所謂印度教を主として回教、佛教、ジャイナ教、シク教、拜火教、基督教、ユダヤ教、原始宗教等實に多種多様である。この中、印度教は統計的には、印度總人口の六八パーセントを占め、他の一切の宗教を壓して絶大な勢力を振ひ、而も最もよく印度的性格を代表してゐる。然し印度教は他の諸宗教に見られるごとく偉大なる聖者をその開祖に仰ぐ、歴史的創唱宗教ではなく、文字通り「印度人の宗教」であり、それは遠くリグ・ヴェーダの時代から傳はるアーリヤ人の素朴な自然的宗教思想を内臓し、更にブラーフマナ時代の祭式萬能、バラモン獨善の傾向を包含し、更に又、佛教ジャイナ教等の革新的思想をもその中に融合して、成長して來た宗教であり、如何なる時代、如何なる人格により成立せしめられたかの根跡を全くとゞめざる純粹民族的所産と云ふべきものである。釋尊の佛教がその支配力を完全に喪失した現在、印度教は印度人に絶大なる權威をもつて、彼等の生活と思想を制約してゐる。或印度人の學者は「印度教は思想上の一

形式と云ふより寧ろ生活の方法である。印度教は思想上、自由を與へるが實踐行動に於ては嚴格なる慣習を強制する。」と述べてゐるが、實に印度社會は印度教と云ふ宗教を基盤にした、獨特の宗教的社會制度であり、又その爲に印度には歴史がない、印度人は一人の歴史家をも有せずと云はれる所以であり、又寧ろかゝる事實が、この印度と云う國の精神的動向や政治的運命を示唆するのではなからうか。

一、カーストの實際

かく印度教により制約された社會は互に階層的 (hierarchical) に配置された、多數の分立的封鎖的社會よりなる。この集團を特にカースト (Caste, Kást) と稱し、印度社會の特異性として指摘され多くの學者の興味を惹いてゐるが、この全體社會の單位は從つて、個人や家族でもなく、寧ろカースト又は副カーストである。⁽¹⁾

印度のカーストは國內全體に廣く普遍してゐるが、又地方的差異や時代による變遷は多少認められ、カースト制度の嚴重に課せられた時と、然らざる時とが存し、必ずしも一樣ではなかつた。況して「マヌ法典」などの厳しき詳細な規定をうるまでには、相當の長い成立史をもつたもので、この法典で公認されてゐる四姓も、云はゞバラモンの見たかあるべき理想の社會を説いたもので、歴史上の實際社會ではそれに背反する如き例外が無數に存したものと考へられる。⁽²⁾ 然し何れにしても印度社會はかゝるカースト制度をその基礎として全成員の社會生活を規定してゐる。而てかゝる夫々のカーストは分立して、各々それ自體の歴史、風俗、習慣、道德、賞罰の標準等をもつた完全なる一集團をなすべ

註

(1) 副カースト (Subcaste) はカーストの中に於て分化せる集團でありその社會的地位はカーストの地位により決定される。一度副カーストとして分化すればカーストのもつ一切の性質を賦與されるその成員にとつてはむしろカーストより一層直接的且現實的な生活圏となり成立後は新しきカーストと見做される。

(2) 金倉圓照著、印度古代精神夫、P 四五、

きもので、かゝるカーストの分立性は一般にパンチャヤット(Panchayat)と云はれるカースト會議の形式をとる一種の自治統治機關の存在によつてその機能を發揮する。それでパンチャヤットが處理すべき事柄は、例へば飲食、交際、婚姻、職業等、社會生活上に種々の規定を設け、その侵犯には嚴重なる罰則を課する事である。

印度教徒は一般に食事を一種の宗教儀式と考へ、食事に對する態度は極めて慎重であり、食物の種類調理の場所、共食者の身分などに一々厳しき制限をなす。食物の種類は勿論、之を調理する場所も自家厨房以外には特別の場所を選定し、下級カーストの成員との接觸を避けるごとく工夫し、又水に對する觀念も、上級カースト成員における程極端であり、その潔癖性は下級カースト人から受ける水は絶對飲まず、他國への旅行中にも例へばガンジス河の聖水を携行する者さへあると云はれる程、封鎖性が極端化すれば排他性まで高められ、時には後述するごとく、接觸のみならず見る事さへも禁忌するにいたる。

又カースト社會における職業制を考察すれば職業の自由選擇の可能な社會では人々は自己の趣味、能力、性格又價値判斷により、進路を決定し得るが、この社會では職業は概して世襲的であり、人々は傳統的に一定の職業に固定せしめられ、各個人と職業との關係は出生と共に不可分離の状態におかれ、個人的轉職は勿論、世代的轉職さへも、極めて困難である。こゝでは傳統の尊重が第一であり、個性は勿論人格さへも犠牲にし無視されてゐるのが普通である。古き印

註 (3) Panchayat は字義通り五人の團體と云ふ意味であり實数はその成員に關係なくカースト内一切の共通問題を處理する會議でありパンチャヤットの聲は神の聲なりと云はれ、その決定はカースト全成員に對して絶對に權威をもつて臨む

(4)食物の種類には二種あり一つはカッチチャ(Kachcha)他はパツカ(Paka)と稱し、前者は調理の場合水を混する食物で印度人の主食であり後者はギー(Ghee)と名付けられる一種のバターを使用して作る食物である。之は家庭外の場所で行取らない、前者程種々の制限が多い爲である。

(5)不可觸賤民、不可見賤民と云はれるごときものである。

度社會學者である、ネスフィールド (Nesfield)⁽³⁾ はカーストは職業の世襲を契機として發達し、その故に職業的環境であるとして、その起源を職業説においたが、ブーグレ (Bouglé)⁽⁴⁾ 等の學者は之を反駁して、同一職業人でも夫々の所屬カーストに依り、社會的地位や身分を異にする事實をもつて、その上下は彼等の職業上の用、不用、その難易によるよりは寧ろ宗教的淨、不淨觀による場合が揚く、特に極度に世襲的封鎖的な宗教的職業と手工業的職業は、丁度コムト (A. Comte) が精神的傳統が思想と實踐を傳へる唯一の方法である社會に於ては、父に相承は當然避ける事は出来ないと言ふごとく、何れも精神的直觀或は口傳により傳へる要素が多く漸次世襲化されたとしてゐる。

尙更に印度社會の封鎖的特色を強化せしむる重要な條件として婚姻制度がある。印度社會では原則として、その成員は自己の所屬するカースト又は副カースト内に於て、配偶者を求めねばならぬ。即ち外婚 (Exogamy) を禁じ、内婚 (Endogamy) を許してゐるが、こゝに於ても同一家族内、近親者間の血族結婚は嚴重に禁止してゐる。併しこの種の外婚にはゴートラ (Gotra) とサパンダ (Sapinda) の二種があり、前者はゴートラ外婚と云はれ、主としてバラモン其他比較的身分の上位にある者の間に行はれるもので、ゴートラとは同一祖先をもつ血縁的集團であり、こゝでは男子は同一カースト間の而も別個のゴートラの女子とのみ通婚が許され、同一ゴートラ内の女子を娶る事は血族婚として禁忌されてゐる。次のサピンダ外婚とは同様血縁婚を制約したもので、父母何れの系統に於ても、一定の世代以内の血族、近親婚を許さないものである。⁽⁵⁾要するに印度教社會では血族婚を極力禁止し、而もカースト外の者との外婚をも禁じようとしたのであり、換言すればカースト内では内婚であり、血縁的には外婚であると云へる。

しかしかゝる嚴重なる結婚制度もバラモン思想の影響の少い地方、或は他民族の侵入の激しい地域では餘程弛緩し特

註 (3) Nesfield: Brief view of the caste system of the N.-W. Provinces and Oudh alhahad (1855)

(4) Bouglé, Essais sur le régime des castes, Paris, Felin Alcan, (1935)

(5) 一定世代とは各地方により異り例へば、北部印度の上級カーストでは父方七等親母方五等親乃至三等親までと制限する。

に昇位婚 (Hypergamy) が行はれ、内婚制への一種の否定や例外をなした。特に女子を中心として、彼女より地位の低い男子との結婚は禁止され、上位カーストの男子と下位カーストの女性との間に出生した子は順生 (Anulama) と云はれ、その逆に逆生 (Pratiloma) と稱し、後者は社會的地位を轉落せしめられる。マヌ法典にはゴートラの男とブラマンの女との間に生れた子供はチャンダーラ (Chandala) と呼び村外に追放され、亡者の衣服を纏ひ、壊れた皿にて飲食し、死刑執行、無縁の屍體處理に従事せしめられたと記してゐるが何れもマックス・ウェバー (Max Weber) の理想型 (Idealtypus) を示すにすぎない。

更にかゝる婚姻制度と關連して印度社會の幼少者の早婚所謂童婚が指摘される。その理由は種々考へられるが第一に外族侵入による子女の貞操の保護の目的が遂には上位の身分の婦女子を居室に閉ぢこめる帳内生活 (Purdala) を必然化した。かゝる婦女子の貞操保護を極度に讚美する印度教徒の宗教的慣習は寡婦の再婚をも禁止した。一八五六年寡婦再婚が法的公的に認められたに拘らず統計は人口の〇、〇八パーセント二千五百萬人が現在寡婦である事を示してゐる。以上のごとき些少の例を見ても印度社會の複雑性を示してゐるが、それらの何れに於ても潜在的基盤となつてゐるのは、印度教に裏づけられたカースト制度であり、しかもこの窮極の目的はすべてのものゝ統一を顯現する事であり、又同時に各人の性格の差異、人間生活の過程をも考慮の中に取入れ、唯人間生活の維持の爲に必要な手段としたのがカースト制度でありその爲に却つて、各自の位務の遂行とその能力の發揮が可能となつたのである。従つて、かゝるカースト制度は個人主義と全體主義、換言すれば自由競争と協力との一種の妥協であり、その調和であつた。又各階級の勢力を保持する爲の古い時代の試みた科學的な社會政策でもあつたと云へる。かくして太古からの傳統は守られ、社會的均衡が保たれ經濟的財産は保證され、その結果個人と社會との幸福とその満足が充たされ、向上されたと見るべきで

註 (6) 三森定男、印度未開民族 P 四三—四二四

ある。實にカーストは印度人の運命であり、その生命であつた。

二、カーストの本質

次に我々はかゝるカースト制度とは一體何か、その本質は如何なるものかの疑問をいたくであらう。それは更に極端に云へば印度とは一體如何なる國かと云ふ質問に似てゐる。ガンジーさへも「カースト制度とは人間本來のもので印度教は之を科學化したにすぎない。勝手に自らのカーストを變へる譯には行かない。それは遺傳の法則に背く。しかしこのやうに多數のカーストに區分するのは教理に悖つた自由である。カーストは大初の定め通り四姓の區分で十分である。」と云はしめてゐるカーストは印度にのみ獨特の現象なのであらうか。或學者はカースト制度は古代民族に共通な制度と考へ、封建社會の身分制度に於て、或は特に古代ギリシヤ、ラテン時代に於て、又エジプトに於て、之に類似の現象を見出す事が出來ると主張してゐる。例へばギリシヤの都市國家に於ける上下貴賤の明確なる差別、貴族、平民、奴隸間の宗教的法的政治的不平等を、或はエプトではヘロドスによる七つの部族の區分をもつて、一種のカースト制度と見做してゐる。

かくの如き種々の例に見られるカーストと云ふ言葉は云ふまでもなく、ポルトガル語の人種を意味するカズタ(Casta)から轉用せられたものであり、印度語固有のものではない。即ち最初は種族的身分を呼稱するヨーロッパ語であり、之と同様の概念を意味する印度語を求むれば、ヴァルナ(Varna)及びジャティ(Jati)が之に相當する。ヴァルナは元來色を意味する語で、皮膚の色の明るいアーリヤ人と皮膚の色の暗い原住民ダーサ(Dasa)とを區別する標準として用ひられた。ミリ・グ・ウェーダ最後期のの作と云はれる第十卷プルヤの歌(Purushasukta)の中で「巨人なる原人プルシヤの口からバラモンが生じ、雙腕からクシャトリヤが生れ、兩眼からヴェイシヤが生じ、兩足からスードラが生れた

と呼ぶ意味の文句が記され、この時代に後世の所謂印度の四姓 (Varnashrama) の萌芽が見られる。

次に今一つのジャチイはスナールが「カーストの眞の名はジャチイであり、それは本来人種を表はした。」と彼のカーストの人種起源論の根據にこのジャチイと云ふ語を採用してゐるが、何れにしても後世のカーストの概念に相當する名辭と考へて誤らないであらう。更にかゝるカーストの起源に關しては既に多くの學者が種々見解を述べてゐるが、何れの學者もリグ・ヴェーダの詩人達は未だ後世の意味に於けるカーストを知らなかつたと云ふ點では殆んど一致してゐる。スナールに依ればリグ・ヴェーダ時代のアーリヤ人は「先づ幾つかの部族 (Janso) に分れ、それが更に血縁 (Visso) の紐帶により結合された氏族 (Vis) に再分され氏族は又家族に區分された。但し氏族又は部族の同意語或は又氏族や部族の細分と考へられる集團を表はす言語として Vrijana, Vrāva, Vrata 等の混用されてゐるのを見ると、當時の社會組織は未だ安定してゐなかつた事が想像される」と云つてゐる、が、かゝる事實に依れば當時は未だ聖職者、王族、武士、庶民の如き世襲的身分も明確に分化して居らず、唯征服者たるアーリヤ人と彼征服者のダーサとの皮色の異りからみする社會的階層があつたにすぎなかつた。然るにアーリヤ人の諸部族がパンジャブ地方からガンジス河ジュナル河との合流點に侵入し定住的生活を開始するに至ると彼等のの氏族と氏族、部族と部族との間の單純なる平等關係が破られて、出生の高貴と政治的功績を誇る集團とが合一して貴族的地位を占め、支配的勢力を獲得するようになった。更に宗教教義や儀禮が發達するにつれて、祭司の職も複雑化し特殊の技能と訓練とを必要とするようになり、専門の祭司たるバラモンが擡頭し、職務が固定化したのである。かくて發生的に見れば先づ征服等の政治的理由により上下の階層が生れ、又血縁上の關係から社會的地位の貴賤が生じ、それに應じて職業が分化し、その職業が種々の理由から世襲化したものか後世のカーストとなつたのである。尨大なブラーフマナ文學こそは、「俗人の施物により生活し、祭祠に専念する彼羅

註 (2) E. Senart, *Tes castes dans l'Inde, Tes faits et le système*. 1927 P. 188

(3) Senart, *Op. cit.* P. 192

門司祭職が自己の行ふ供薦祭をいやが上にも深刻化し、生活と不可分離の關係に結合せんが爲に倍々その義理を探求し一種特別な祭祀中心の世界觀を構成するに至つた。⁽⁹⁾所の記録であり、こゝに初めて後世のカーストに相當する社會層の事象が出現した。

かくて遠くリグ・ヴェダの時代はその萌芽を見、新ヴェーダの時代に明確なる形式をとつて、記述された四姓はこの時代から益々複雑化し、社會層の數も多くの分化を來した。勿論四姓をもつて根本的區分としたが、更に混合的身分 (sankara-jati) や浮浪者階級 (Antya vasyin) の發生を見、更に宗教的不淨觀が強化され、印度獨特の不可觸賤民 (Paria) をも生ぜしめた。而してかゝる複雑多岐な制度を確立するに至つたのは、自ら最高層をなし司祭職の神聖化を計り、聖職の獨占を企圖したバラモンであつた。即ち印度のカーストは印度アーリヤ文化の生んだバラモンの子孫であつた。

かくのごとき歴史的起源と意義を有するカーストとは一體如何なるものかの問に答へる爲には、先づ第一の要素として職業の世襲化を擧げねばならぬ。かゝる世襲的分化に際しては何等個人的希望や才能は許容されず、只その血縁的親子關係のみが考慮される。血統と職業は緊く結ばれ、子は親の職業のみ繼承し、故に職業はこゝでは家族の獨占的義務であり、子が父の職をつぐ事は子としての權利であるばかりでなく、生得的に課せられた義務でさへある。即ち印度のカースト名は殆んどその職業名から來てゐる。後世比較的自由にその職業を選択出來たバラモンは宗教的不實説 (Anirita) によつて、殺生を伴ふ農耕以外の職業を選択出來たが兼業は原則的に禁止された。又バラモン以外のカーストでも職業世襲制は多大の變動を來したが、その場合にも決して、個人的でなく集團的に行はれたのはその集團からの脱出者を極度に嫌惡したによる。反對に父祖の職業を忠實に株守する者は社會の尊敬をうけた。殊に精神的傳統を直觀的に體得する聖職者と手工業者の數は尨大なもので、職業の世襲化を一層固定化せしめた。

註 (9) 金倉圓照、上掲書 P 五〇

(10) 最近の印度、視察者によるとこの外に不可見賤民と稱される。更に悪い身分屬が尙多數に存在すると報告されてゐる。

次に重要な要素として上下貴賤の別、即ち一種の階級的組織を指摘出来る。こゝに於ては我々は權利の不平等の分配を想起する。それは一種の身分組織であり、或意味では印度人にとりカーストは獨占であり特權であり宿命でさへあつた。實際印度程度別的階級思想の強大なる所はないと云へる。すべての印度訪問者が語る悲惨なる境涯のあの不可觸賤民 (Paria) は自身のための土地を耕作する事は許されず、主人は彼等を勝手氣儘に處罰し、しかも彼等はそれに對して何等の抗議や賠償を要求出来ない。彼等の攝る食物は粗末極まり、時には殘飯を家畜、動物と共に奪ひ合ふとさへ云はれてゐるが、一九三一年總人口の一六パーセント、實に約五千萬のパーリアが社會的無能力者の身分層に固定せしめられ、公共物宗教的施設、或は道路、井戸等の使用禁止など、實に言語に絶する差別待遇をうけてゐる。⁽¹⁾

かくのごときパーリアに對して全く反對の最上位の地位を享受するバモンは、時にはマックスウェバー (Max Weber) の所謂カリスマ (Karlisma) 的威光を有する場合が少くない。かゝる二者の中間に位する他の無數のカーストも上下貴賤に分化し、各自その地位を堅く保持して、容易に他のカーストの容喙を許さない。

かゝる階層的組織に對して今一つの重要な要素はその排他性にある。カースト精神の強力なる社會では、その構成分子たる各集團は相互に團結せずして反撥し合ひ、夫々自己の集團内に孤立し、その結果集團間の交渉、接觸を極度に抑壓する。成員はその傳統により規制された範圍外から配偶者を求められず時には他族の調理した食事を攝る事さへ禁止される。かゝる通婚に於る制限、不淨接觸の恐怖、血縁關係を基礎とする排他的感情は、社會を細分し、幾多の階級に階層が生じ、各部分は分立する。

以上のごとき排他的感情、階級的組織、職業の世襲化の三要素を具備せる集團をカーストと呼び事が出来る。特に印度のカースト制度は他の如何なる國にも比して、何等の障害にも破れずその本質を發揮して來たと云ふべきである。

註

(1) Paria のかゝる社會的差別視打破の爲に眞理把持運動 (satyagraha) が起され、彼等の社會的地位は多少改善せられたが、現實においては左程効果はなく新に不可見賤民さへも出現し一層非慘の境遇に苦しんでゐるのは前述のごとくである。

三、カーストの社會學的意義

以上見た印度のカーストは印度教社會全體の秩序を構成する特殊の階層であり、開放的階級 (Open class) に對して特に嚴重なる封鎖的階級或は世襲的階級 (Hereditary) であると云はれ、身分層の諸規定の特に嚴重にして明瞭なるものである。故に時には身分層の代りにカーストなる語をもつて狹義の階級に對立せしめようとする人もある。従つて社會學における身分 (Stand) とカースト (Kast) の間には根本的差異はなく、従つてカーストは社會學上の一種の身分なる概念に包括されるべきものである。

上述のごとく、印度のカーストには全く開放性は存在せず人は出生と同時に一定の階層中におかれ、原則として、一生そこよりの脱出は許されず、個人的能力や業績も出生、傳統世襲等の他力的 (Führlich) 條件の前には何の力も及ぼさぬ。

一體身分とは夫々一定の機能を果すべき役割及び之に基づく特定の行爲、態度の様式の結合せる社會的地位であると云へる。人々の夫々の身分には客觀的に一定せる役割が結合しており、一定の身分にある人は自身に課せられた役割を果すべき事を他のすべての集團の成員は要求し期待する。若し之に結合せる役割の果されぬ場合には、集團生活は混亂し衝突し社會及びその集團は秩序統一を失ふであらう。更に身分的に一定せる役割を果すにも優劣種々の差異があり、夫々の役割が健全に果される程その集團は固定し、人々がその能力に應じてその所を得れば却つてその集團は繁榮するであらう。印度に於けるカースト制度は確に印度の獨立と統一、その繁榮を妨げる有力なる障礙であつたかも知れない。併し一方印度そのものゝ人種、言語、宗教等に於る餘りに多様性、複雑性を統一して、社會の秩序を保ち、その文化を維持、傳承するには、餘りにも巧な精神的優生學であつたと見る立場も考へられる。

而してかゝる身分なる概念の重要な要素として第一に世襲をあげねばならぬ。人の地位が世襲的であり、出世と共に定まりその社會的役割が生涯一定して變轉する事なき處では、人々は自己の地位を選擇する自由がないと共に、或特定の地位を得んとして他の人々と競争する必要はない。又反對に自己の地位を喪失して轉落する惧もない代りに身分的に上昇する可能性もない。故に人々は自己の業績の向上進歩を企圖し新奇なものへの發明發見への刺戟も乏しく、人々は唯父祖傳來の様式を守りながら同一様式を反覆熟知する。その結果人々がそれに従ふ時には勞少くして効大なる故それが愛好され、新奇なるものは嫌惡、排斥されて舊き様式が却つて尊重され、こゝに慣習及び傳統 (habit and tradition) が形成される。殊に印度に於いてはその風土的特殊性は人間の思考能力を鈍摩し何事にも無批判的に忍従し受容する態度を養成するに力があり彼等は敢えて、かゝる舊來の傳統を疑はず父祖の地位をつぎその道を遵守するにいたつた。又一方慣習傳統遵守は祖先の靈への服従であり、年代の經過と共に靈的存在の勢力益々強化され、死者崇拜、祖先崇拜へと人々を推しやり、特に印度においては祖先の靈に對する供薦の義務とバモン教義により、人々はその生得的地位に満足し、その義務を果すべき定むる所の過去生の業 (Sve-karma) がカーストによつて決定された地位の上下に對する一切の不平不満を封じ同時に大多數の印度人をして現状への諦めと生活上への意欲を喪失せしめた。而して之等の諸規定は宗教により認容され、支持される事により絶對性を帯びてゐた。之等の神の意志に基づいた諸規定に背反する者は所屬カースト員から排撃されるのみならず神による來世の救濟も絶望と考へられる。従つて、かゝる意味ではカーストは一種の宗教的制度とも云はれ、他國家に於て全く消滅せるに拘らず、印度に於て殘存するは實にかゝる理由による。

又かゝる傳統慣習が培はれる爲にはその基盤として社會的地域的封鎖たる空間的條件が要求される。印度社會は大部分が農業を営み村落生活をなしてゐる。農民はその生産様式により定住的であり、出生地を離れる事もなく、又外來者

註 (1) 私辻哲郎、風土 P 四〇

に對しては排他性強く封鎖性が大である。かゝる社會では人は幼時から父祖の業務を習得し之を體得する。又傳承的業務はその繼承の爲、多年之を實習し世襲化する。又その需用の範域も一定し自給自足的となり、その生産様式は小規模なる農業乃至手工業的なるもの多く、印度社會はこの例に洩れない。

又通常カーストたる身分社會は、社會關係に於ては勿論上下關係であり支配、服従の關係である。即ち階層的であり、上下の差異甚だしく優劣の差は極めて大である。假りに上下の優劣の差僅少なる場合、上位者が下位者を阻害すればこゝに反抗が生じ更に鬭争か或は競争の生ずる可能性は強い。併し阻害者に對して自己の劣弱性を強く意識すれば、無力感 (Ohnmachtgefühl) が生じ反抗意欲の遂行を斷念し時には服従をなし時にはその反感憎惡は内に籠つて、怨恨となり宗教的には諦觀となる。例へば古代或は封建時代の奴隸や抑壓民の反亂はかゝる無力感が減少し優劣の差の僅少を意識せる機に勃發せるものである。併しかゝる上位者に對する反感憎惡が底流となり上位者の勢力の減少が下位者に祈念されると嫉妬の感情となるが、その強制が理に合へば之に服従し尙一層自己の劣弱感を深めて羨望感をおこす。時には上位者に合一してその優越の一部に配與せんとし、時には模倣せんとする。所謂無批判的に受入れ積極的に悦服の態度をとる。こゝに即ち權力から權威 (Autorität, authority) への轉移が生じ上位者の行爲態度を批判する事なく受容し所謂無批判的優勝模倣が行はれる。權威は或意味では人類社會永久の保護者でありその武器であると云はれてゐるが、丁度印度カースト社會ではかゝる權威をダルマ原理 (Dharma-prinzip) を基盤として社會秩序統一の一手段とした。即ち自由社會の競争原理とは異なるダルマと云ふ一權威により成員相互の批判檢當を抑壓し生得的なる社會的地位の忍容を強制した。更により以上優劣の差即ち社會的距離の擴大は下位者をして上位者に對する批判分析を不可能ならしめ、上位者に盲目的に服従せしめ、上位者は次第に絶對的勢力としての威光 (Prestige) をもつていた。一度かゝる威嚴、威光を

註 (12) 權威は意志の經濟と云はれ、權威者が自己の主義を強制する事なく指導すれば權威ある上級者の處置を信奉し混亂分裂する事なく社會の一致調和及保持される。

獲得したる上位者は之の保持に腐心し、種々の手段をもつて、下位者からの遊離を計る。時にはその言語、服装、住居、其他一切の行爲様式を下位者に對して特殊のものたらしめ、自己の優越感を充足する。印度社會に於ける最上位カーストたるバラモンはその社會的地位の誇示の爲に、聖紐を帯びて意欲を充足し特に最下位者たるパーリアに對しては、道義上理解し難い種々の制約を課してゐる。

かゝる特殊社會層たるカーストに於ては各人の地位が世襲的であり、一生涯は勿論、世代の轉移に於ても、他層への移行は困難であり、不可能なる故に各層間に人員の出入、周流なく極度に封鎖的であり、殊に婚姻制度も同一カースト内での内婚制を取る事は既述のごとくであるが、この中、特に身分違ひの結婚 (*lethanded marriage*) をなす者は同一成員から排除され、その出生兒を最下位層に轉落せしめて之を極度に蔑視する事實も前述のごとくである。又カーストは封鎖は嚴重で身分的區別が血統的に一致してゐる故にその意味では血統的身分層 (*Geburtsstand*) であり、職業制度も亦上下の別と一致してゐる故に職業的身分層 (*Berufsstand*) であると云へる。兎に角同一身分層の共屬の意識強く身分を異にする者の上下の差別意識が明確で極程に強固なるは印度社會以外その比を見ない。右の如きカースト社會に於て上層民が威光のみならず神威さへ有する事は當然であり従つて下層民は上層民に對して絶對的盲従をなしてゐる。下層民の蒙る慘酷なる抑壓も人力では如何ともなし難い宿命であり、時には攝理とも考へられ社會制度に對する批判や改造は何等企圖せられる事もなかつた。カーストの最も嚴重に實施され、又最も長く存續して今に到つてゐるのが實に印度社會である。

結 論

印度は近世に入つてからも既に久しく彼征服國、彼搾取國として實に悲惨な運命のもとにおかれて來た。偏狹な階層

的カーストをそのまま存続せしめる事は從來の征服者、擄取者にとつては却つて好都合であつた。彼等にとつては印度全住民の統一活動や熱烈なる愛國心の發現は最も忌むべきであつた。彼等の常套手段たる分割統治は、實にこの統一意識と愛國心に逆行する政策であり、それは寧ろ印度在來のカースト制度と調和するものでさへあつた。現代印度にして眞に英國の霸權を脱して完全獨立の榮譽を擔つた今日、何よりも統一的活動力に生き熱烈なる愛國心に燃えねばならぬ。この場合少くとも從來の意味に於けるカースト制度が印度の覺醒的統一にとつて一つの重大なる障壁たるは論をまたない。時代は印度に於てもかゝる偏狹なるカースト制度を急速に崩壊せしめつゝある。しかし假りにカースト制度が名實ともに完全に消滅したとしても印度の如き多民族、多宗教、多言語の異質的雜多性と極度の貧困に悩む國家が如何にして、統一化せられ、眞に強固なる近代國家となりうるか、が問題であり、それが新生國家としての印度の指導者に負はされた課題であり、それが達成は世界平和人の念願でさへある。